

東日本大震災から10年を迎えての会長談話

東日本大震災が発生した2011年3月11日から、本日、10年を迎えました。

茨城県も、死者24名、震災関連死42名、行方不明者1名、負傷者714名といった人的被害に加え、住宅被害も21万棟を超え、重大な被害を受けました。

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響は現在も色濃く残り、放射性物質トリチウムなどを含む原発処理水など問題が山積しているほか、本県内には様々な事情から故郷に帰ることができない避難者も多数存在します。

本年度は「復興の最終年度」とは到底いえず、復興は未だ道半ばにあります。

東日本大震災から10年の間にも、我が国では大規模な自然災害が後を絶ちません。

本県だけで見ても、平成27年9月関東・東北豪雨では常総市を中心に甚大な被害を受け、令和元年東日本台風では県北地域等で大きな被害が発生し、今なお復旧工事が進められております。

ここに改めて、災害によって大切なものを失ってしまったすべての方々に思いをいたすとともに、犠牲となられた方へ哀悼の意を表します。

当会は、災害の発生の都度、災害対策本部を設立し、被災地での無料法律相談や、無料電話相談等の被災者支援活動を実施してまいりました。各市町村とも、災害時における法律相談業務に関する協定を順次締結しております。

当会は、これからも、災害に対して早期かつ適切に対処できるよう、一層の努力を継続するとともに、平時においても災害時においても、市民に寄り添う在野法曹として、引き続き法的支援活動に邁進いたします。

2021年（令和3年）3月11日

茨城県弁護士会

会長 小 沼 典 彦